旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年６月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社サクセスブック社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6119号　④有限会社サクセスブック社　東京都渋谷区渋谷一丁目19番８号　代表取締役　大森香保子　⑤本社営業所　東京都渋谷区渋谷一丁目19番８号岡田ビル２階　⑥平成20年11月25日　⑧平成24年４月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区渋谷一丁目19番８号　有限会社サクセスブック社　代表取締役　大森香保子

Ｂ　①こま観光　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３―212号　④こま観光　山梨県南アルプス市落合1144　深沢武　⑤こま観光　山梨県南アルプス市落合1144　⑥平成９年２月18日　⑧平成24年３月５日　⑩300万円　⑪山梨県知事　⑫山梨県南アルプス市落合1144　こま観光　深沢武

Ｂ　①株式会社フレクションコンサルティング　②第３種旅行業　③福岡県知事登録第３―732号　④株式会社フレクションコンサルティング　福岡県福岡市中央区天神２丁目３―36ibb　fukuoka302　代表取締役　松明陽　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区天神２丁目３―36ibb　fukuoka302　⑥平成22年７月２日　⑧平成24年５月９日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区天神２丁目３―36ibb　fukuoka302　株式会社フレクションコンサルティング　代表取締役　松明陽

Ｂ　①ディー・ティー・エスグループ有限会社　②第三種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３―158号　④ディー・ティー・エスグループ有限会社　沖縄県那覇市壷川二丁目10番地５　代表取締役　郭榮華　⑤本社営業所　沖縄県那覇市壷川二丁目10番地５　⑥平成８年８月７日　⑧平成24年４月27日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県那覇市壷川二丁目10番地５　ディー・ティー・エスグループ有限会社　代表取締役　郭榮華

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成24年６月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社しんあいコーポレーション　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5812号　④株式会社しんあいコーポレーション　東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号　代表取締役　坂本博　⑤本社営業所　東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号　⑥平成18年10月17日　⑦平成24年４月24日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ミキトラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―1011号　④前地修　草加市谷塚仲町408―６　⑤本社営業所　草加市谷塚仲町408―６　⑥平成19年５月23日　⑦平成24年４月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社共和ツーリスト　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２―370号　④株式会社共和ツーリスト　長野市篠ノ井御幣川字松島677番地１　代表取締役　町田勇　⑤本社営業所　長野市篠ノ井御幣川字松島677番地１　⑥平成７年５月９日　⑦平成24年３月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①みなと観光バス株式会社　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―613号　④みなと観光バス株式会社　南あわじ市志知南字宮ノ前９番地の１　代表取締役　池田剛久　⑤本社営業所　南あわじ市志知南字宮ノ前９番地の１　⑥平成19年３月26日　⑦平成24年４月24日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社トーニチプレッソ　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―1091号　④株式会社トーニチプレッソ　春日部市中央八丁目２番地２パークファミリアＢ―106　代表取締役　関口伸二　⑤本社営業所　春日部市中央八丁目２番地２パークファミリアＢ―106　⑥平成19年３月22日　⑦平成24年３月19日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社エムアイ友の会　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5357号　④株式会社エムアイ友の会　東京都千代田区大手町二丁目６番２号　代表取締役　宮本貴司　⑤本社営業所　東京都新宿区歌舞伎町２―44―１東京都健康プラザハイジア15階　⑥平成15年７月31日　⑦平成24年４月27日　⑧60万円　⑨300万円